

## 木津川市教育委員会会議録

平成24年第1回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成24年2月1日（水）午前9時35分～11時43分

○場 所：木津川市役所 4階 会議室4-2

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、西井敦子委員、小松信夫委員、森永重治教育長

（事務局）大西教育部長、大谷理事、森本教育次長兼学校教育課長、太田社会教育課長、尾崎文化財保護室長、石井教育総務課担当課長、□澤教育総務課長

### 1. 開 会

### 2. 委員長挨拶

### 3. 会議録署名議員

委員長が、署名委員を指名した。

### 4. 前回会議録の承認

委員長が第12回定例会の会議録について諮られ、全員一致で承認された。

### 5. 教育長報告

教育長が、事業報告書に基づき報告を行った。

#### 【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① きつづ光科学館ふおとんの利用状況は。
- ② 南加茂台小と当尾小の合同の学校説明会とは。
- ③ 送迎車両の運行は、また、利用する車両は。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 小学校は施設での学習や出前授業を行っている。中学校では、生徒の学習活動にここから講師を招いている。また、教職員の研究会にも講師紹介等を依頼したりと結びつきは深い。
- ② 南加茂台小学校と当尾小学校は、月に一回程度、相互交流を行

っている。この日も、南加茂台小学校で行い、当尾小学校の保護者も授業参観に来られ、その後、学校からは「今後の方針」を、教育委員会からは「送迎用車両の件」を説明した。

③ 基本的には、朝一便、昼は低学年・高学年用ということで二便を考えている。当初は柔軟な対応も考えているが、最終的には、保護者の意見も伺いつつ、契約内容に基づいて実施していく。車両は15人が乗れる大きさのものを考えている。

## 6. 議事

《議案第1号 木津川市公民館条例及び木津川市交流会館条例の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

○ 木津川市公民館条例及び木津川市交流会館条例に規定する施設冷暖房費について改正を行い、施設利用の促進と生涯学習の推進を図るもの。

・ 木津川市公民館条例の南加茂台公民館の大ホールの冷暖房費、1時間あたり1,000円を500円に、木津川市交流会館条例の西部交流会館の集会室の冷暖房費、1時間あたり1,000円を500円に、東部交流会館の多目的ホールの冷暖房費、1時間あたり1,000円を500円に改めるもの。

○ この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

### 【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 改正理由は何か。
- ② 面積等による冷暖房費の基準は無いのか。
- ③ 交流会館と公民館の違いは。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 利用者から、加茂文化センター・山城総合文化センター・中央交流会館のホールと比べ、施設面積の狭い3施設の冷暖房費が高いのではないかという意見をいただき検討した結果である。
- ② 加茂文化センター・山城総合文化センター・中央交流会館のような大きなホールと、利用者で椅子を並べて使用するような小さな

ホールが同じ括りではいけないのではないかというご意見から、厳密に面積で区切るのではなく、大ホール、小ホール、会議室というような大括りの区切りでの改正。

- ③ 交流会館は、コミュニティということで一般的な開放等広範囲な使用が可能だが、公民館は公民館法に基づく生涯学習施設として、その使用に制限が設けられている。

#### 【意見等】

委員からの意見等は次のとおりであった。

- ① (面積等) 一定の基準を設けておけば、今後の使用料金についても対応がしやすいので、その基準について整理をしていただきたい。

#### 【採 決】

委員長、議案第1号 木津川市公民館条例及び木津川市交流館条例の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

#### 《議案第2号 木津川市公民館運営審議会条例の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の成立に伴い、社会教育法(昭和24年法律第207号)が改正(平成24年4月1日施行)されたため、これに関連する市条例について所要の改正を行うもの。
- この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

#### 【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 社会教育法の改正により、具体的に標記しなくなっただのか。
- ② 委嘱基準は市町村により設ければよいということか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 社会教育法の改正により、公民館運営審議会の委員の委嘱基準、定数及び任期、その他該当する公民館運営審議会に関する必要事項は当該市町村の条例で定めるとされた。

- ② 市町村で基準を設ければよいが、今回の改正は従来の社会教育法の基準により設けた。

**【採 決】**

委員長、議案第2号 木津川市公民館運営審議会条例の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第3号 木津川市加茂文化センター条例の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 指定管理者制度に関する規定を設けるため、所要の改正を行うもの。
- この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① いつから、指定管理制度に移行されるのか。
- ② いずみホールとかアスピアは既に指定管理制になっているのに加茂文化センターが行われていない理由は何か。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 平成25年度からの予定である。山城と木津で行っている指定管理の契約が24年度で終了するため、これらに足並みを揃えるため、25年度からの導入とした。
- ② 合併以前から、木津と山城は指定管理制度を導入していたが、加茂は直営形式で運営していたため。

**【採 決】**

委員長、議案第3号 木津川市加茂文化センター条例の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第4号 木津川市図書館条例の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、図書館法（昭和2

5年法律第118号)が改正されたため、これに関連する本条例について所要の改正ならびに本条例に多色刷りの複写料金を新たに規定するもの。

○ この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 図書館法の改正に基づくものか。
- ② 多色刷り100円という根拠はあるのか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① そのとおり。図書館法の改正により、図書館協議会の設置及び任命基準、定数、任期に関する必要事項は当該市町村の条例で定めるとされたため。また、多色刷りのカラーコピー機が導入されたことによるもの。
- ② 市長部局の総務課の情報公開条例による複写コピーと同様にした。

**【採 決】**

委員長、議案第4号 木津川市図書館条例の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第5号 木津川市図書館条例施行規則の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 木津川市図書館条例（平成19年木津川市条例92号）を一部改正し、図書館資料の多色刷り料金を新たに規定したことにより、本規則の別記様式について所要の改正を行うもの。
- この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 様式の「コピーは、1枚10円です。」を削除するということか。
- ② 使用料金は様式に明記する必要はないということか。
- ③ 料金は統一されており、他の部署でも同額か。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① そのとおり。
- ② そのとおり。料金は、本来、条例で規定するものである。
- ③ 統一されている。

**【採 決】**

委員長、議案第5号 木津川市図書館条例施行規則の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第6号 木津川市図書館協議会運営規則の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、図書館法（昭和25年法律第118号）が改正されたため、これに関連する本条例について所要の改正をするもの。
- この条例は、平成24年4月1日から施行するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 規則からは委嘱がなくなるのか。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① そのとおり。条例に規定することとなる。

**【採 決】**

委員長、議案第6号 木津川市図書館協議会運営規則の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第7号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部が改正されたことにより、本訓令について所要の改正を行うもの。
- 改正点は3点。①特別休暇を創設するもの ②東日本大震

災ボランティア休暇の期間の延長 ③文言の整備。

- この訓令は、公布の日から施行し、平成24年1月1日から適用するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 旧の表現の中に「風」が入っているが新には入っていないがその対応は。

事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 「その他の災害」で対応することを、京都府に確認している。

**【採 決】**

委員長、議案第7号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

《議案第8号 児童及び生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部改正について》

委員長、事務局に説明を求められた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

- 平成24年末日の当尾小学校閉校に伴い、児童及び生徒の入学すべき学校区を指定する規則中、南加茂台小学校区と泉川中学校区を整備し、併せて開発中の木津中央地区等の校区を整理するもの。
- この規則は、平成24年4月1日から施行するもの。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は次のとおりであった。

- ① 行政の中で地域長なり、地域制度が確立されているのならば、この地域制で学校区の区分けは行わないのか。
- ② ひとつの区域の中で通学の区域を分けるということは難しいのではないのか。区からの連絡をおろすのも2つの学校にする必要があるのでは。
- ③ 高の原小学校の場合の学校区は。
- ④ 市坂は学校区が木津小学校と州見台小学校に分かれているのか。

⑤ 今回の改正で、なぜ飛び地みたいに木津小学校区にするのか。事務局からの回答は次のとおりであった。

- ① 旧来からの行政区という「区」という考え方に行政としては立ち入っていない。市との連絡体制として地域長制度はスタートしている。
- ② 例えば、木津小学校と州見台小学校の学校区の場合、国道24号線を横断することは危険が伴うということから、24号線の南北で区域を分けている。また、相楽小学校と木津川台小学校では近鉄線の東西で分けている。
- ③ 兜台である。
- ④ そのとおりである。吐師もそういう形になっている。
- ⑤ 木津中央地区の新設小学校が、平成26年4月に開校する場合には、整理を行うため、校区変更が必要であるにご理解いただきたい。

#### 【採 決】

委員長、議案第8号 児童及び生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部改正について採決を採られ、全員一致で承認された。

## 7. その他

### (1) その他 ①木津川市文化財保護に係る最近の話題等について

事務局が、木津川市文化財保護に係る最近の話題等について資料に基づき説明をする。(催し物等の情報提供)

- 「第120回埋蔵文化財セミナー」の開催について
- NHK教育テレビ「さかのぼり日本史」の放送について
- 浄瑠璃寺庭園発掘調査現地説明会の開催について
- 鹿背山城跡発掘調査現地説明会の開催について

### (2) 次回委員会の日程について

次回委員会については、平成24年2月24日(金)午後2時00分から開催することを決定した

委員長、会議を閉会した。